

破綻金融機関の処理のために講じた
措置の内容等に関する報告

平成12年8月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

目 次

はじめに	1
日本長期信用銀行の破綻処理について	
1．日本長期信用銀行に係る昨年11月15日までの諸措置	1
2．昨年11月16日以降に行われた諸措置	2
3．新生銀行（旧長銀）によるそごうグループ向け貸出関連 資産の解除権行使及び同グループからの当該資産に係る 債権放棄要請に対する預金保険機構の対応	6
日本債券信用銀行の破綻処理について	
1．日本債券信用銀行に係る昨年11月15日までの諸措置	8
2．昨年11月16日以降に行われた諸措置	9
国民銀行の破綻処理について	
1．国民銀行に係る昨年11月15日までの諸措置	13
2．昨年11月16日以降に行われた諸措置	14
3．国民銀行の管理終了に向けての現状	16
幸福銀行の破綻処理について	
1．幸福銀行に係る昨年11月15日までの諸措置	16

- 2 . 昨年11月16日以降に行われた諸措置 1 7
- 3 . 幸福銀行の管理終了に向けての現状 1 8

東京相和銀行の破綻処理について

- 1 . 東京相和銀行に係る昨年11月15日までの諸措置 1 9
- 2 . 昨年11月16日以降に行われた諸措置 1 9
- 3 . 東京相和銀行の管理終了に向けての現状 2 1

なみはや銀行の破綻処理について

- 1 . なみはや銀行に係る昨年11月15日までの諸措置 2 1
- 2 . 昨年11月16日以降に行われた諸措置 2 2
- 3 . なみはや銀行の管理終了に向けての現状 2 3

新潟中央銀行の破綻処理について

- 1 . 新潟中央銀行に係る昨年11月15日までの諸措置 2 3
- 2 . 昨年11月16日以降に行われた諸措置 2 3
- 3 . 新潟中央銀行の管理終了に向けての現状 2 4

協同組織金融機関に対する管理を命ずる処分の状況 2 4

預金保険法に基づく破綻金融機関の処理について

- 1 . 預金保険制度を活用した処理案件 2 5

2 . 今後の処理予定案件	2 6
-------------------------	-----

預金保険機構の各勘定の使用状況について

1 . 金融再生勘定	2 6
2 . 一般勘定	2 7
3 . 特例業務勘定	2 8

参考

公的資本増強に係る取組について

1 . 主要15行及び地域金融機関4行の経営健全化計画の フォローアップ	3 0
2 . 地域金融機関2行及び長銀（現新生銀行）への資本増強等 . .	3 1
3 . みずほフィナンシャルグループについて	3 3
4 . 協同組織金融機関の資本増強についての基本的考え方	3 3
5 . 資本増強の原資等	3 3

破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成12年 8 月

はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について昨年11月16日以降本年7月26日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところであるが、今後とも、我が国の金融システムの一層の安定化に向けて万全を期してまいる所存である。

（注1）金融再生委員会及び株価算定委員会の委員の構成については〔参考 - 1〕参照。

（注2）金融再生委員会においては、平成11年1月20日、金融再生法や金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）の今後の運営の方針等について、「金融再生委員会の運営の基本方針」が取りまとめられ、公表された。〔参考 - 2〕

日本長期信用銀行の破綻処理について

1．日本長期信用銀行に係る昨年11月15日までの諸措置

日本長期信用銀行（以下「長銀」という。）については、昨年11月15日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 特別公的管理の開始決定及び株式取得の決定（平成10年10月23日）
〔参考 - 1〕、〔参考 - 2〕

- ・ 特別公的管理開始決定及び株式取得の決定の公告（平成10年10月28日）
- ・ 新経営陣の指名・選任（平成10年11月4日）〔参考 - 3〕
- ・ 経営合理化計画、業務運営基準の承認（平成10年12月11日）〔参考 - 4〕及び特別公的管理銀行の調査・報告の受理（同年12月15日）
- ・ 特別公的管理銀行の保有すべき資産の判定結果の公表（平成11年2月19日）〔参考 - 5〕
- ・ 株価算定委員会による取得株式の対価の決定（平成11年3月30日）及び同決定の公告（同月31日）〔参考 - 6〕
- ・ 旧経営陣の刑事責任の追及（平成11年6月4日旧経営陣を告訴）
- ・ 預金保険機構による不適資産の第一次買取り（平成11年8月16日）〔参考 - 7〕
- ・ 長銀の譲渡に係る最優先交渉先の選定及び覚書の締結（平成11年9月28日）〔参考 - 8〕

2. 昨年11月16日以降に行われた諸措置

(1) 旧経営陣に対する責任追及状況等

旧経営陣等の責任追及に関しては、金融再生法第50条の規定等を踏まえ、長銀において、平成10年12月11日、外部の弁護士から構成される「内部調査委員会」が設置され、旧経営陣の責任追及に向けた検討が行われた結果、刑事責任の追及に関しては、平成11年6月4日に旧経営陣を告訴し、これをも受けて、捜査当局により旧経営陣3名の逮捕、起訴が行われていた。

民事責任の追及に関しては、平成11年6月10日の同委員会による最終報告を受けて、取締役、監査役及び内部調査委員会委員からなる

「提訴案件協議会」が設置され、検討が進められた結果、平成11年12月16日、長銀より元取締役15名に対し、総額63億円の損害賠償を求める4件の訴訟が東京地裁に提起された。

また、同日、内部調査委員会の最終報告並びにこれを受けて行った旧経営陣等に対する責任追及措置に関する検討、審議を踏まえ、金融再生法第46条に基づき平成10年12月15日に提出された特別公的管理に至った経緯に関する報告書の一部を加筆・修正した報告書が長銀より金融再生委員会に提出された。

(注) 長銀の内部調査委員会のメンバー構成については〔参考 9〕、上記報告書については〔参考 10〕参照。

(2) 優先交渉期限の延長と基本合意書の締結

長銀の譲渡先の選定については、昨年9月28日、米国のリップルウッド社が中心となって組成した投資コンソーシアムであるニュー・LTCB・パートナーズ(以下「パートナーズ社」という。)が最優先交渉先として選定され、同日、関連の覚書が締結され、関連資料と併せて公表されていた。

覚書締結以降、パートナーズ社と金融再生委員会及び預金保険機構との間で基本合意書の締結に向けて交渉が進められた。当該覚書においては、優先交渉期限は原則11月末日までとされていたが、それまでに基本合意書の締結に至らなかったことから、預金保険機構の通知により優先交渉期間を1ヶ月間延長した上でさらなる交渉が進められた。その結果、12月24日の金融再生委員会において、パートナーズ社と預金保険機構等との間で長銀譲渡に係る基本合意書を締結することが承認され、同日、関係当事者により長銀譲渡に係る基本合意書が署名・締結され、関連資料と併せて公表された。

(注) 長銀譲渡に係る基本合意書等については〔参考 11〕参照。

(3) 最終契約書の締結

基本合意書締結後、さらにパートナーズ社と金融再生委員会及び預金保険機構との間で協議、交渉が進められ、平成12年2月9日の金融

再生委員会において、パートナーズ社と預金保険機構等との間で長銀譲渡に係る最終契約書（株式売買契約書）を締結することが承認され、同日、関係当事者により長銀譲渡に係る最終契約書が署名・締結され、関係資料と併せて公表された。

（注）長銀譲渡に係る最終契約書等については〔参考 - 12〕参照。

(4) 預金保険機構による金銭の贈与及び損失の補てん

平成12年2月10日、長銀より預金保険機構に対し金融再生法第72条に基づく金銭の贈与に係る特例資金援助の申込み及び同法第62条に基づく損失の補てんの申込みが行われた。

金銭の贈与に係る特例資金援助については、2月15日、金融再生委員会及び大蔵大臣により必要性の認定が行われ、これらを受けて、預金保険機構は2月16日に当該金銭の贈与に係る特例資金援助を行うことを決定し、2月28日、預金保険機構から長銀に対し3兆2,391億円の金銭の贈与に係る資金援助が行われた。

また、損失の補てんについては、2月15日、金融再生委員会は預金保険機構の申請を承認し、これを受けて2月28日、預金保険機構から長銀に対し3,489億円の損失の補てんが行われた。

（注）長銀の譲渡に係る資金援助等に係る関連資料については〔参考 - 13〕参照。

(5) 預金保険機構による不適資産の第二次買取り

金融再生委員会による資産判定において長銀が保有することが適当でないと言われた資産（以下「不適資産」という。）については、昨年8月16日に既に一部の買取りが実施されたが、残る資産について、平成12年2月10日、長銀から預金保険機構に対し資産の買取りに係る特例資金援助の申込みが行われ、これを受け2月15日、金融再生委員会及び大蔵大臣により資産買取りに係る特例資金援助の必要性の認定が行われた。

これらを受けて預金保険機構は長銀より当該資産を3,048億円で買い取ることを決定し、2月28日、預金保険機構の委託に基づき整理回

収機構により当該不適資産の買取りが実行された。

(注) 上記(4)の金銭の贈与に係る特例資金援助及び本項の資産買取りに係る特例資金援助の申請等は同一の手続きにより行われたが、便宜のため書き分けた。

(6) 預金保険機構による適資産(株式)の買取り

平成12年2月10日、長銀から預金保険機構に対し金融再生法第53条に基づく資産の買取り(同行保有株式の買取り)の申込みが行われ、これを受け、2月15日、金融再生委員会による当該資産買取りに係る承認が行われた。

これらを受けて預金保険機構により、2月28日に1兆3,702億円分、3月1日に1,746億円分、3月30日及び4月27日に7,193億円分の長銀保有株式の買取りが実行された。

(7) 長銀による預金保険機構からの貸付けの返済

長銀の資金繰り支援のために預金保険機構から同行に対し、平成10年10月23日に3兆円、11月4日に4,000億円、11月30日に3,000億円の計3兆7,000億円が貸し付けられ、平成11年に入り、同行より2月8日に2,000億円、3月15日に3,000億円、3月26日に5,000億円、4月23日に5,000億円、8月16日に5,000億円の返済が行われていたが、平成12年2月28日に残る1兆7,000億円の返済が行われ、当該貸付けは全額返済された。

(8) 特別公的管理の終了

平成12年3月1日、金融再生法第52条第2号の規定に基づき、預金保険機構が保有する長銀の発行済普通株式24億1,707万5,000株をパートナーズ社に対して譲渡することにより、同行に係る特別公的管理が終了した。

また、翌3月2日には長銀の臨時株主総会が開催され、新たな取締役の選任等が行われた。

特別公的管理終了に伴う手続きとして、金融再生委員会により、平成12年3月1日、金融再生法第69条に基づき、長銀について特別公的管理終了決定をした旨が東京地方裁判所に通知されるとともに、東京法務局等にその登記が嘱託された。

(注)長銀の特別公的管理の終了に関する資料については〔参考 ー14〕参照。

(注)長銀の特別公的管理に係るスケジュールについては〔参考 ー15〕参照。

3. 新生銀行(旧長銀)によるそごうグループ向け貸出関連資産の解除権行使及び同グループからの当該資産に係る債権放棄要請に対する預金保険機構の対応

- (1) 平成12年6月28日、株式会社新生銀行(旧長銀。以下「新生銀行」という。)は、長銀譲渡に係る最終契約書(株式売買契約書)に基づいて新生銀行が保有することとなったそごうグループ各社に対する貸出関連資産の大宗(債権元本1,976億円、引当金999億円)について、同最終契約書に規定する「貸出関連資産の瑕疵担保条項」に基づく解除権行使の要件に該当しているとして、預金保険機構に対し解除権を行使する旨の通知を行った。
- (2) これを受けて、預金保険機構は、同通知が同契約に定める解除権行使の要件を充足しているか否かにつき、監査法人によるチェック等を含め厳正に審査したところ、「長銀譲渡から3年以内に、特定の債務者についての貸出関連資産に瑕疵があり、かつ、同資産について2割以上の減価が認められた場合」という要件を充足していると判断されたことから、その解除権行使を認めることとした。
- (3) 他方、そごうグループ各社等から、債権を取得する預金保険機構に対し、上記貸出資産中の一部(970億円)に係る債権放棄要請がなされた。

- (4) 金融再生委員会は、預金保険機構からの報告を受け、様々な議論を行った結果、本件は、破綻金融機関の処理の過程で、結果として、新たに私企業の債権者となった預金保険機構の債権回収の問題であり、金融再生法の費用最小化原則に則り処理するほかはないと判断し、本年6月30日、下記の理由により、預金保険機構がそごうグループからの債権放棄要請を受け入れることを了承した。

預金保険機構が、仮に、そごうグループからの債権放棄要請に応じなければ、そごうグループは会社更生法等により法的に処理されることとなり、預金保険機構に200億円以上の損失が発生することが見込まれた。一方、預金保険機構が債権放棄要請を受け入れた場合、放棄要請額以上の貸倒引当金があるため、その段階で直ちに預金保険機構に損失が生じるものではなく、また、再建計画に沿ってそごうグループが再生すれば、預金保険機構は残債権の全額を回収することが可能であり、損失は生じないと考えられたこと。

そごうグループのいわゆるメインバンクである株式会社日本興業銀行の協力により、預金保険機構による残債権の回収期間が他の金融機関の回収期間に比して短縮され、預金保険機構は残債権を12年間で回収することが可能となっており、回収の確実性も向上していると見込まれたこと。

なお、当該了承に当たっては、そごうグループについて会社更生法等による法的な処理が行われることとなる場合の社会的影響やそごうグループに係る経営責任等の明確化に向けた取組が認められることも考慮したところである。

- (5) その後、株式会社そごう等は、預金保険機構の債権放棄は税金による一民間企業の救済ではないかとの世論の厳しい批判に伴う状況の大きな変化等を踏まえ、自主的な経営判断として再建計画を断念し、本年7月12日、東京地方裁判所等に民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て等を行い、債権放棄要請を取り下げることとなった。これにより、預金保険機構によるそごうグループの当該再建計画に係る債権放棄は行われなかった。

(注) そごうグループに対する債権放棄に係る関連資料については
〔参考 - 16〕参照。

日本債券信用銀行の破綻処理について

1. 日本債券信用銀行に係る昨年11月15日までの諸措置

日本債券信用銀行（以下「日債銀」という。）については、昨年11月15日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 特別公的管理開始決定及び株式取得の決定（平成10年12月13日）
〔参考 - 1〕、〔参考 - 2〕
- ・ 特別公的管理開始決定及び株式取得の決定の公告（平成10年12月17日）
- ・ 新経営陣の指名・選任（平成10年12月24日、25日）〔参考 - 3〕
- ・ 預金保険機構から日債銀への貸付けとその返済（平成10年12月25日及び同月29日に計 5,000億円を貸付け、平成11年3月26日及び4月23日に計 5,000億円を返済）
- ・ 特別公的管理銀行の調査・報告の受理（平成11年2月26日）〔参考 - 4〕及び経営合理化計画、業務運営基準の承認（同年3月1日）
〔参考 - 5〕
- ・ 特別公的管理銀行の保有すべき資産の判定結果の公表（平成11年5月24日）〔参考 - 6〕
- ・ 株価算定委員会による取得株式の対価の決定（平成11年6月14日）及び同決定の公告（同月15日）〔参考 - 7〕
- ・ 旧経営陣等の刑事責任の追及（平成11年7月23日旧経営陣を告発）
- ・ 預金保険機構による不適資産の第一次買取り（平成11年11月22日）
〔参考 - 8〕

2 . 昨年11月16日以降に行われた諸措置

(1) 旧経営陣に対する責任追及状況

日債銀においては金融再生法第50条の規定等を踏まえ、平成11年1月27日、外部の弁護士及び公認会計士から構成される「内部調査委員会」が設置され、旧経営陣の責任追及に向けた検討が行われた結果、7月16日、調査報告書が経営陣に提出され、同報告書を受けて日債銀は、平成11年7月23日、旧経営陣を告発し、捜査当局により逮捕、起訴が行われていた。

民事責任の追及に関しては、同報告書では、民事責任の追及について提訴すべしとする案件はないとされていたが、日債銀においては、金融再生法の趣旨にかんがみ、調査報告書で問題の指摘を受けた案件を中心に監査役会等で引き続き調査・検討が行われているところである。

(注) 日債銀の内部調査委員会のメンバー構成については〔参考 ー 9〕参照。

(2) 日債銀の譲渡に係る優先交渉先の選定

日債銀の譲渡先の選定については、日債銀及びフィナンシャル・アドバイザーの協力の下で、鋭意作業が進められ、日債銀の譲渡等に関し、関心を示した複数の先と秘密保持契約を結んだ上で譲渡に関する説明等が行われ、さらに、各候補先に対する追加的な詳細情報の開示や説明等が行われた。

その後、各候補先より買収条件及び買収後のビジネスプランについて提示を受け、平成11年11月16日以降、金融再生委員会において集中的に9回の審議が行われ、その中では日債銀の藤井頭取や受皿候補先等からの直接のヒアリングも行われた。

金融再生委員会における譲渡先選定の検討の際には、

日債銀の特色を維持・発展させるとともに、日債銀を今後の我が国経済の発展、特に中小企業や地域経済の振興に積極的に貢献する銀行として経営しうる候補先を選定すること

責任ある経営体制が確立され、今後の日債銀の長期的な成長や経営の安定が図られる候補先を選定すること

国民負担が総合的にみて最小限で済む候補先を選定することを基本的考え方として審議が行われた。

その結果、平成12年2月24日、金融再生委員会は、ソフトバンク、オリックス及び東京海上火災保険を中心に構成される出資グループ（以下「ソフトバンク・グループ」という。）を日債銀譲渡に係る優先交渉先とすることを決定し、同日、関係当事者によりその関連の覚書が締結され、関連資料と併せて公表された。

金融再生委員会がソフトバンク・グループを優先交渉先として選定した具体的理由は以下のとおりである。

中小企業を中心とする既存の顧客基盤や地域金融機関とのこれまでの密接な関係の維持・強化により、中小企業金融の円滑化及び地域経済の活性化が図られると期待されること。

日本経済の今後の新たな発展に不可欠なベンチャー企業に対し、新たな金融手法による積極的な支援が行われると期待されること。

インターネットをはじめとする情報技術を活用した21世紀に通用する新たな金融取引の積極的導入が期待され、それがモデルとなって我が国金融機関の経営のあり方等に大きな刺激となると期待されること。

明確な出資目的を有する有力企業三社が資本参加するとともに経営にも参画することにより責任ある経営体制が確立され、同時に、出資各社のノウハウ・人材の活用を通じた業務・収益面での相乗的効果も期待できることから、日債銀の長期的な成長や経営の安定が期待されること。

買収条件も、上記の「国民負担が総合的にみて最小限で済む」との基本的考え方を概ね満たすものと考えられること。

(注) 日債銀の優先交渉先の決定に係る覚書等については〔参考 - 10〕参照。

(3) 優先交渉期間の延長及び優先交渉期間の打ち切り

金融再生委員会は、本年2月24日のソフトバンク・グループとの覚

書締結以降、預金保険機構とともに、日債銀の譲渡に係る基本合意書の可及的速やかな締結に向けて同グループと誠実に交渉を行ったが、基本合意書の締結に至らなかったことから、4月27日には、預金保険機構の通知により原則4月末日までとされていた優先交渉期間を1ヶ月間延長した。

しかし、延長後の交渉期限である5月31日においても基本合意書の締結に至らなかったことから、金融再生委員会はソフトバンク・グループとは引き続き交渉は行うものの、優先交渉期間の再延長は行わず、6月1日以降は同グループ以外の候補先との交渉も行えるようにすることとした。

(注) 日債銀譲渡に係る優先交渉権の取扱いに係る金融再生委員会文書については〔参考 - 11〕参照。

(4) 基本合意書の締結

平成12年6月1日以降もソフトバンク・グループと金融再生委員会及び預金保険機構との間の交渉が続けられた結果、それまでの主要な問題点について解決が図られたことから、6月6日の金融再生委員会において、同グループと預金保険機構等との間で日債銀譲渡に係る基本合意書を締結することが承認され、同日、関係当事者により日債銀譲渡に係る基本合意書が署名・締結され、関連資料と併せて公表された。

(注) 日債銀譲渡に係る基本合意書等については〔参考 - 12〕参照。

(5) 最終契約書の締結

基本合意書締結後、さらにソフトバンク・グループと金融再生委員会及び預金保険機構との間で協議、交渉が進められ、本年6月30日の金融再生委員会において、同グループと預金保険機構との間で日債銀譲渡に係る最終契約書(株式売買契約書)を締結することが承認され、同日、関係当事者により日債銀譲渡に係る最終契約書が署名・締結され、関係資料と併せて公表された。

(注) 日債銀譲渡に係る最終契約書等については〔参考 - 13〕参照。

(6) 預金保険機構による金銭の贈与及び損失の補てん

平成12年7月10日、日債銀より預金保険機構に対し金融再生法第72条に基づく金銭の贈与に係る特例資金援助の申込み及び同法第62条に基づく損失の補てんの申込みが行われた。

金銭の贈与に係る特例資金援助については、7月13日に金融再生委員会により、7月17日に大蔵大臣によりそれぞれ必要性の認定が行われた。

また、損失の補てんについては、金融再生委員会は預金保険機構の申請を受けて、7月13日、預金保険機構が日債銀に対し996億円の損失の補てんを行うことを承認した。

(7) 預金保険機構による不適資産の第二次買取り

金融再生委員会による資産判定において日債銀が保有することが適当でないと言われた資産（以下「不適資産」という。）については、昨年11月22日に既に一部の買取りが実施され、また、残る資産について、平成12年7月10日、日債銀から預金保険機構に対し資産の買取りに係る特例資金援助の申込みが行われ、これを受け7月13日に金融再生委員会により、7月17日に大蔵大臣により必要性の認定が行われた。

（注）上記(6)の金銭の贈与に係る特例資金援助及び本項の資産買取りに係る特例資金援助の申請等は同一の手続きにより行われたが、便宜のため書き分けた。

(8) 預金保険機構による適資産（株式）の買取り

平成12年7月10日、日債銀から預金保険機構に対し金融再生法第53条に基づく資産の買取り（同行保有株式の買取り）として総額6,722億円分の日債銀保有株式の買取りの申込みが行われ、これを受け、7月13日、金融再生委員会による当該資産買取りに係る承認が行われた。

(9) 譲渡の延期

日債銀については、上記最終契約書の締結により、今後、金融再生法の規定に従い、預金保険機構により日債銀に対する金銭の贈与、損失の補てんや同行の資産買取り等の所要の措置が講じられ、本年8月1日に預金保険機構が所有している日債銀の普通株式がソフトバンク・グループに譲渡される予定となっていた。

しかしながら、特別公的管理銀行に係る譲渡の仕組み、とりわけ瑕疵担保条項については、そごう問題に端を発し、与党をはじめとする各方面から、あるいは国会においても、様々な批判・指摘があり、特に説明が必ずしも十分ではなかったとの批判があったところである。

こうした状況の中、この際、臨時国会における議論や国民の意見に十分に耳を傾け、十分な理解をいただくためには、当初予定の8月1日に譲渡を実行するのは適当ではなく、また、譲渡予定先のソフトバンク・グループからも延期を希望する旨の意向が伝えられたこともあり、日債銀の譲渡を9月1日まで1ヶ月間延期することとした。

(注) 日債銀の譲渡の延期に係る資料については〔参考 - 14〕参照。

(注) 日債銀の特別公的管理に係るスケジュールについては〔参考 - 15〕参照。

国民銀行の破綻処理について

1. 国民銀行に係る昨年11月15日までの諸措置

国民銀行については、昨年11月15日までの間、主として以下の措置が講じられた。〔参考 - 1〕、〔参考 - 2〕

- ・金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）（平成11年4月11日）
- ・金融整理管財人の選任（平成11年4月11日）
- ・管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告（平成11年4月15日）

日)

- ・業務及び財産の管理に関する計画の承認等(平成11年6月15日)〔参考 - 3〕、〔参考 - 4〕

2. 昨年11月16日以降に行われた諸措置

(1) 旧経営陣に対する責任追及状況

旧経営陣の責任追及に関しては、金融再生法第18条において、被管理金融機関の金融整理管財人に対し旧経営陣に対する民事上の責任追及義務が課されるとともに、告発義務が課されている。

国民銀行においては、当該規定等を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められた。

その結果、平成11年11月29日、国民銀行は、旧経営陣2名を商法違反(特別背任)の罪で、東京地方検察庁及び警視庁に告訴した。同告訴をも受け、翌11月30日、東京地方検察庁及び警視庁は、旧経営陣4名を同容疑で逮捕し、12月20日、東京地方検察庁はうち2名を同罪で起訴した。

また、民事責任の追及に関しては、国民銀行より12月22日、旧経営陣11名に対し総額10億4,000万円の損害賠償を求める4件の訴訟が東京地方裁判所に提起され、更に、平成12年7月10日、旧経営陣5名に対し総額10億円の損害賠償を求める1件の訴訟が東京地方裁判所に提起された。

(注) 国民銀行の旧経営陣に対する責任追及に係る資料については
〔参考 - 5〕参照。

(2) 国民銀行の譲渡に係る基本合意書の締結

国民銀行の譲渡先選定については、同行の金融整理管財人により国

内外を問わず譲渡先となる可能性のある先に幅広く接触が行われ、譲渡候補先からの事業計画の提示を受けて金融整理管財人は各候補先にデュー・デリジェンスを行わせ、その上で平成11年12月に譲渡候補先より価格条件、事業計画等の提示を受けた。

その上で、平成12年1月11日の金融再生委員会において、金融整理管財人より、同行の譲渡候補先の提示条件等を比較・検討した結果、公的負担の極小化に資すること、事業計画も現実的と評価しうること、善意かつ健全な債務者への与信の維持継続も期待できること等から、八千代銀行が譲渡先として最も適当であるとの見解が示された。

これを受けて、金融再生委員会においても八千代銀行を国民銀行の譲渡先とすることを了承し、同日、両行の間で営業譲渡に係る基本合意書が締結され、関連資料と併せて公表された。

(注) 国民銀行の営業譲渡に係る基本合意書等については〔参考 ー 6〕参照。

(3) 国民銀行の譲渡に係る営業譲渡契約書の締結

上記基本合意書の締結を受け、国民銀行の金融整理管財人と八千代銀行との間で営業譲渡契約の締結に向けて鋭意協議が進められ、両行の間で合意に達したことから、平成12年3月7日、金融再生委員会は、国民銀行と八千代銀行との間で営業譲渡契約を締結することを了承し、これを受けて両行の間で営業譲渡契約が調印・締結され、関連資料と併せて公表された。

(注) 国民銀行の営業譲渡契約書等については〔参考 - 7〕参照。

(4) 適格性の認定

平成12年5月31日、破綻金融機関を国民銀行、救済金融機関を八千代銀行として、両行から金融再生委員会に対し預金保険法第61条第1項に基づく適格性の認定の申請書が提出された。これを受け、金融再生委員会は、預金保険法が定める適格性の認定の3要件に照らして審議した結果、6月29日、適格性の認定を行った。

(5) 必要性の認定及び資金援助の決定

上記の適格性の認定を受け、平成12年7月3日、国民銀行及び八千代銀行より預金保険機構に対し預金保険法第59条第1項に基づく資金援助の申込みが行われた。

当該資金援助については、7月21日に金融再生委員会により、7月24日に大蔵大臣によりそれぞれ必要性の認定が行われ、これらを受けて、預金保険機構は7月26日に当該資金援助を行うことを決定し、8月14日、預金保険機構から資金援助（金銭の贈与 1,837億円、資産の買取り 343億円）が行われる予定になっている。

（注）資金援助に係る預金保険機構の理事長談話については〔参考 - 8〕参照。

3. 国民銀行の管理終了に向けての現状

上記営業譲渡契約書の締結を受けて、今後は金融再生法及び預金保険法に基づく所要の措置が講じられ、本年8月14日には国民銀行から八千代銀行への営業譲渡が行われる予定となっており、現在は営業譲渡の実施に向けた諸作業が行われている。

なお、金融再生法においては、金融整理管財人は原則として管理を命ずる処分があった日から1年以内にその管理を終えるものとする事とされているが、実際に国民銀行の営業譲渡を行うまでに管理を命ずる処分があった日から1年を経過することとなることから、4月4日、金融再生委員会は、国民銀行の金融整理管財人からの申請を受け、同行に対する管理の終了期限を同行の営業譲渡日まで延長することを承認した。

（注）国民銀行の管理の終了期限の延長に係る関連資料については〔参考 - 9〕参照。

幸福銀行の破綻処理について

1. 幸福銀行に係る昨年11月15日までの諸措置

幸福銀行については、昨年11月15日までの間、主として以下の措置が講じられた。〔参考 - 1〕、〔参考 - 2〕

- ・ 管理を命ずる処分（平成11年5月22日）
- ・ 金融整理管財人の選任（平成11年5月22日）
- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告（平成11年5月26日）
- ・ 業務及び財産の管理に関する計画の承認等（平成11年8月5日）
〔参考 - 3〕、〔参考 - 4〕
- ・ 旧経営陣の刑事責任の追及（平成11年9月14日旧経営陣を告訴等）

2．昨年11月16日以降に行われた諸措置

(1) 旧経営陣に対する責任追及状況

幸福銀行においては、金融再生法第18条の規定等を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められた結果、平成11年9月14日、10月5日及び11月2日、同行により旧経営陣に対する告訴・告発が行われ、同告訴等をも受けて、捜査当局により旧経営陣らの逮捕、起訴が行われていた。

民事責任の追及に関しては、幸福銀行より昨年8月下旬に旧経営陣に対する仮差押えが行われた上で、平成12年2月8日、旧経営陣3名に対し総額73億円の損害賠償を求める2件の訴訟が大阪地方裁判所に提起された。

（注）幸福銀行の旧経営陣に対する責任追及に係る関連資料については〔参考 - 5〕参照。

(2) 基本合意書の締結

幸福銀行の譲渡先選定については、同行の金融整理管財人により国内外を問わず譲渡先となる可能性のある先に幅広く接触が行われ、譲渡候補先からの事業計画の提示を受けて金融整理管財人は各候補先にデュー・デリジェンスを行わせ、その上で平成12年4月に譲渡候補先より価格条件、事業計画等の提示を受けた。

その上で、平成12年5月18日の金融再生委員会において、金融整理管財人より、同行の譲渡候補先の提示条件等を比較・検討した結果、公的負担の極小化に資すること、善意かつ健全な債務者への与信の維持継続が図られること、経営体制や事業計画も新規性が認められること等から、米国のアジア・リカバリー・ファンドが中心となって今後組成する（仮称）「関西さわやかパートナーズ社」により設立される新銀行が譲渡先として最も適当であるとの見解が示され、金融再生委員会においてもその見解を基本的に了承した。

これを受けて、同日、幸福銀行と同ファンドとの間で営業譲渡に係る基本合意書が署名・締結され、関連資料と併せて公表された。

（注）幸福銀行の営業譲渡に係る基本合意書等については〔参考 ー 6〕参照。

3. 幸福銀行の管理終了に向けての現状

上記基本合意書においては、本年7月末までを目途に最終的な営業譲渡契約を締結し、本年12月末日を目途に営業譲渡を行うこととされており、現在は金融整理管財人と同ファンドの間で、引き続き協議が進められている。

なお、金融再生法においては、金融整理管財人は原則として管理を命ずる処分があった日から1年以内にその管理を終えるものとする事とされているが、実際に幸福銀行の営業譲渡を行うまでに管理を命ずる処分があった日から1年を経過することとなることから、5月18日、金融再生委員会は、幸福銀行の金融整理管財人からの申請を受け、同行に対する管理の終了期限を同行の営業譲渡日まで延長することを承認した。

（注1）幸福銀行の管理の終了期限の延長に係る関連資料については

〔参考 - 7〕参照。

(注2) なお、後述の東京相和銀行の営業譲渡先として、同ファンドが選定されたことに伴い、幸福銀行の譲渡のスキームが変更されたが、詳細は東京相和銀行の項を参照。

東京相和銀行の破綻処理について

1．東京相和銀行に係る昨年11月15日までの諸措置

東京相和銀行については、昨年11月15日までの間、主として以下の措置が講じられた。〔参考 - 1〕、〔参考 - 2〕

- ・ 管理を命ずる処分（平成11年6月12日）
- ・ 金融整理管財人の選任（平成11年6月12日）
- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告（平成11年6月17日）
- ・ 業務及び財産の管理に関する計画の承認等（平成11年9月3日）
〔参考 - 3〕、〔参考 - 4〕

2．昨年11月16日以降に行われた諸措置

(1) 旧経営陣に対する責任追及状況

東京相和銀行においては、金融再生法第18条の規定等を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められた。

その結果、本年5月10日、東京相和銀行は、旧経営陣ら6名を電磁

的公正証書原本等不実記録・同供与の罪で、東京地方検察庁及び警視庁に告発した。同告発をも受け、5月11日、東京地方検察庁及び警視庁は、同6名を同容疑で逮捕し、5月31日、東京地方検察庁はうち5名を同罪で起訴した。

また、民事責任の追及に関しては、現在、金融整理管財人においてさらに鋭意調査・検討が進められているところである。

(注) 東京相和銀行の旧経営陣に対する責任追及に係る関連資料については〔参考 - 5〕参照。

(2) 基本合意書の締結

東京相和銀行の譲渡先選定については、同行の金融整理管財人により国内外を問わず譲渡先となる可能性のある先に幅広く接触が行われ、譲渡候補先からの事業計画の提示を受けて金融整理管財人は各候補先にデュー・デリジェンスを行わせ、その上で平成12年5月に譲渡候補先より価格条件、事業計画等の提示を受けた。

その上で、平成12年6月27日の金融再生委員会において、金融整理管財人より、同行の譲渡候補先の提示条件等を比較・検討した結果、公的負担の極小化に資すること、善意かつ健全な債務者への与信の維持継続が図られること、経営体制や事業計画に新規性が認められること等から、米国のアジア・リカバリー・ファンドが中心となって今後組成される(仮称)「日本さわやかパートナーズ社」が創設する銀行持株会社傘下の新設銀行子会社の一つが譲渡先として最も適当であるとの見解が示され、金融再生委員会においてもその見解を基本的に了承した。

これを受けて、同日、東京相和銀行と同ファンドとの間で営業譲渡に係る基本合意書が署名・締結され、関連資料と併せて公表された。

なお、既に同ファンドとの間で営業譲渡に係る基本合意書が締結されている前述の幸福銀行については、同ファンドが中心となって組成する(仮称)「関西さわやかパートナーズ社」の下に新たに設立される銀行に営業譲渡を行うことを予定していたが、今般の東京相和銀行の譲渡先の決定に伴い、(仮称)「日本さわやかパートナーズ社」の設立する上記の銀行持株会社傘下の別の新設銀行子会社に営業譲渡を

行う枠組みとなった。

(注) 東京相和銀行の営業譲渡に係る基本合意書等については〔参考
- 6〕参照。

3. 東京相和銀行の管理終了に向けての現状

上記基本合意書においては、本年9月末までを目途に最終的な営業譲渡契約を締結し、平成13年3月末日を目途に営業譲渡を行うこととされており、現在は金融整理管財人と同ファンドの間で、引き続き協議が進められている。

なお、金融再生法においては、金融整理管財人は原則として管理を命ずる処分があった日から1年以内にその管理を終えるものとする事とされているが、実際に東京相和銀行の営業譲渡を行うまでに管理を命ずる処分があった日から1年を経過することとなることから、6月8日、金融再生委員会は、東京相和銀行の金融整理管財人からの申請を受け、同行に対する管理の終了期限を1年間延長することを承認した。

(注) 東京相和銀行の管理の終了期限の延長に係る関連資料については〔参考 - 7〕参照。

なみはや銀行の破綻処理について

1. なみはや銀行に係る昨年11月15日までの諸措置

なみはや銀行については、昨年11月15日までの間、主として以下の措置が講じられた。〔参考 - 1〕、〔参考 - 2〕

- ・ 管理を命ずる処分（平成11年8月7日）
- ・ 金融整理管財人の選任（平成11年8月7日）
- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告（平成11年8月12日）

- ・業務及び財産の管理に関する計画の承認等（平成11年11月4日）
〔参考 - 3〕、〔参考 - 4〕

2. 昨年11月16日以降に行われた諸措置

(1) 旧経営陣に対する責任追及状況

なみはや銀行においては、金融再生法第18条の規定等を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められているところである。

(2) 基本合意書の締結

なみはや銀行の譲渡先選定については、同行の金融整理管財人により国内外を問わず譲渡先となる可能性のある先に幅広く接触が行われ、譲渡候補先からの事業計画の提示を受けて金融整理管財人は各候補先にデュー・デリジェンスを行わせ、その上で平成12年5月に譲渡候補先より価格条件、事業計画等の提示を受けた。

その上で、平成12年5月31日の金融再生委員会において、金融整理管財人より、同行の譲渡候補先の提示条件等を比較・検討した結果、公的負担の極小化に資すること、善意かつ健全な債務者への与信の維持継続が図られること、事業計画の現実性も高いと認められること等から、大和銀行及び近畿大阪銀行が譲渡先として最も適当であるとの見解が示された。

これを受けて、金融再生委員会においても両行をなみはや銀行の譲渡先とすることを了承し、同日、なみはや銀行と大和銀行及び近畿大阪銀行との間で営業譲渡に係る基本合意書が調印・締結され、関連資料と併せて公表された。

（注）なみはや銀行の営業譲渡に係る基本合意書等については〔参考 - 5〕参照。

3. なみはや銀行の管理終了に向けての現状

上記基本合意書においては、本年7月末までを目途に最終的な営業譲渡契約を締結し、平成13年2月末日までを目途に営業譲渡を行うべく、金融整理管財人と大和銀行及び近畿大阪銀行との間で、引き続き協議が進められている。

新潟中央銀行の破綻処理について

1. 新潟中央銀行に係る昨年11月15日までの諸措置

新潟中央銀行については、昨年11月15日までの間、主として以下の措置が講じられた。〔参考 - 1〕、〔参考 - 2〕

- ・ 管理を命ずる処分（平成11年10月2日）
- ・ 金融整理管財人の選任（平成11年10月2日）
- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告（平成11年10月7日）

2. 昨年11月16日以降に行われた諸措置

(1) 業務及び財産の管理に関する計画の承認等

平成11年12月2日には、金融再生法第13条第1項の規定に基づき、新潟中央銀行の金融整理管財人より金融再生委員会に対し管理を命ずる処分等を受けるに至った経緯、業務及び財産の状況及び営業譲渡の見込みについての報告が行われた。

また、同日、金融再生法第14条第2項の規定に基づき、新潟中央銀行の金融整理管財人より金融再生委員会に対し業務及び財産の管理に関する計画が提出され、承認された。

(注)新潟中央銀行が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等については〔参考 ー 3〕、新潟中央銀行の業務及び財産の管理に関する計画については〔参考 ー 4〕参照。

(2) 旧経営陣に対する責任追及状況

新潟中央銀行においては、金融再生法第18条の規定等を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められているところである。

3. 新潟中央銀行の管理終了に向けての現状

新潟中央銀行の譲渡先選定については、同行の金融整理管財人により地元銀行を中心に譲渡先となる可能性のある先に幅広く接触が行われた結果、地元の大光、第四及び北越の各行などが譲渡候補先として名乗りを上げたところであり、こうした譲渡候補先との間で守秘義務契約を締結し、新潟中央銀行に関する説明等が行われた。これを踏まえ、譲渡候補先より事業計画等の提出があったが、その後、デュー・デリジェンスを踏まえて譲渡候補先から具体的な提案が行われ、現在、最終的な検討を進めているところである。

協同組織金融機関に対する管理を命ずる処分の状況

平成11年11月16日以降、金融再生法第8条第1項に基づく管理を命ずる処分が行われた協同組織金融機関の数は、以下の1信用金庫、7信用組合である。

- ・日南信用金庫（平成11年11月19日）
- ・振興信用組合（平成12年1月26日）
- ・長崎第一信用組合（平成12年2月10日）
- ・石川商銀信用組合（平成12年3月30日）

- ・ 信用組合高知商銀（平成12年3月30日）
- ・ 四国貯蓄信用組合（平成12年5月12日）
- ・ 信用組合三重商銀（平成12年5月19日）
- ・ 信用組合福岡商銀（平成12年6月9日）

（注）カッコ内は管理を命ずる処分が行われた年月日。

この他に、昨年11月15日以前に6信用組合が管理を命ずる処分を受けていたが、このうち、三重県信用組合については平成12年3月21日に百五銀行への事業譲渡を行い、3月24日に管理を命ずる処分の取消しが行われ、足立総合信用組合については5月22日に都民信用組合への事業譲渡を行い、同日、管理を命ずる処分の取消しが行われ、東京都教育信用組合については6月12日に東京都職員信用組合への事業譲渡を行い、同日、管理を命ずる処分の取消しが行われた。

（注1）本年3月31日までは、信用組合に対する管理を命ずる処分等の信用組合に係る金融再生法の権限は各都道府県知事が有していた。

（注2）協同組織金融機関に対する管理を命ずる処分の概要等については〔参考 - 1〕参照。

預金保険法に基づく破綻金融機関の処理について

1．預金保険制度を活用した処理案件

平成11年11月16日以降、預金保険法の単独適用案件で、金融再生委員会及び大蔵大臣により、預金保険法第61条第1項に基づく適格性の認定又は同法附則第16条第2項に基づく必要性の認定が行われたものは、破綻金融機関数で見ると8金融機関（3信用金庫、5信用組合）である。

また、これらに係る資金援助の総額は、金銭贈与額で1,829億円、資産買取額で580億円である。

（注1）適格性の認定は、金融再生委員会が行い、必要性の認定は、金融再生委員会及び大蔵大臣が行うものである。

（注2）資金援助額の決定は、預金保険機構の運営委員会において行われる。

(注3) 預金保険制度を活用した処理案件一覧については〔参考 - 1〕参照。

2. 今後の処理予定案件

現時点(平成12年7月26日)において破綻公表を行い、預金保険法の適用を予定している金融機関は、7信用金庫、14信用組合である。

これらについては、今後、適格性の認定等の手続を進めていくこととなるが、現段階においては、具体的な手続の日程、資金援助等は確定していない。

(注) 今後の予定処理案件一覧については〔参考 - 2〕参照。

預金保険機構の各勘定の使用状況について

破綻金融機関の処理のため、預金保険機構が行う金融再生法に基づく特別公的管理銀行への資金の貸付け等や預金保険法に基づく資金援助等の業務は、それぞれ金融再生勘定並びに一般勘定及び特例業務勘定により経理されることとなっており、その状況は次のとおりである。

1. 金融再生勘定

(1) 資金の使用状況

金融再生勘定の借入金は、長銀・日債銀への資金の貸付け及び長銀に対する損失の補てん原資、金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付原資及び旧金融機能安定化法に基づく資本注入(10年3月に実施)の原資として整理回収機構に貸し付けられた資金に充当されている。

(2) 資金の調達方法

金融再生勘定においては、必要な資金をすべて民間金融機関等からの借入れによって賄っているところである。金融再生勘定の借入金残高は、10年度末で48,198億円(日本銀行から30,000億円、民間金融機

関から18,198億円)、11年度末で39,243億円(全額民間金融機関)、12年度(7月26日現在)で43,117億円(全額民間金融機関)となっている。

(3) 政府保証の活用の状況

金融再生勘定の借入金に係る政府保証の使用状況は、10年度中で66,057億円(日本銀行からの借入れに対し47,859億円、民間金融機関からの借入れに対し18,198億円)、11年度中で78,243億円(日本銀行からの借入れに対し39,000億円、民間金融機関からの借入れに対し39,243億円)、12年度(7月26日現在)で16,139億円(全額民間金融機関からの借入れに対するもの)となっている。

2. 一般勘定

(1) 資金の使用状況

一般勘定の借入金は、金融機関の破綻処理に係る一般資金援助及び特別資金援助の一部(特別資金援助額のうちペイオフコストに相当する金額を特例業務勘定へ繰り入れることとなっている。)の原資に充当されている。

(2) 資金の調達方法

一般勘定においては、一般保険料(現在の料率は0.048%)を金融機関から徴収しているほか、不足する資金を日本銀行等からの借入れで賄っているところである。一般勘定の借入金残高は、10年度末で7,605億円(日本銀行から6,338億円、民間金融機関から1,267億円)、11年度末で13,129億円(日本銀行から711億円、民間金融機関から12,418億円)、12年度(7月26日現在)で12,378億円(全額民間金融機関)となっている。

(3) 政府保証の活用の状況

一般勘定の借入金に係る政府保証については、12年度予算において措置がなされた。その使用状況は、12年度(7月26日現在)で11,542億円(日本銀行からの借入金に対し579億円、民間金融機関からの借

入れに対し10,963億円)となっている。

3. 特例業務勘定

(1) 資金の使用状況

特例業務勘定の借入金は、金融機関の破綻処理に係る特別資金援助の一部(ペイオフコストを超える金額)の原資に充当されているほか、破綻金融機関から資産の買取りを行う整理回収機構への貸付原資に充当されている。

(2) 資金の調達方法

特例業務勘定においては、特別保険料(現在の料率は0.036%)を金融機関から徴収しているほか、不足する資金を民間金融機関等からの借入れで賄っているところである。特例業務勘定の借入金残高は、10年度末で28,074億円(日本銀行から18,564億円、民間金融機関から9,510億円)、11年度末で35,676億円(全額民間金融機関)、12年度(7月26日現在)で31,083億円(全額民間金融機関)となっている。

(3) 政府保証の活用の状況

特例業務勘定の借入金に係る政府保証の使用状況は、10年度中で42,484億円(日本銀行からの借入れに対し32,974億円、民間金融機関からの借入れに対し9,510億円)、11年度中で42,560億円(日本銀行からの借入れに対し6,884億円、民間金融機関からの借入れに対し35,676億円)、12年度(7月26日現在)で21,436億円(全額民間金融機関からの借入れに対するもの)となっている。

(4) 交付国債の償還状況

特例業務勘定の特例業務基金に交付された7兆円の交付国債の償還額の累計は12年7月26日現在で47,901億円(10年度11,992億円、11年度35,909億円、12年度(7月26日現在)なし)となっている。

なお、預金保険法等の一部を改正する法律(平成12年法律第93号)の施行(6月30日)により、交付国債が6兆円増額されることとなった。

(注) 預金保険機構の各勘定の使用状況については〔参考 ー 1 〕
参照。

公的資本増強に係る取組について

1. 主要15行及び地域金融機関4行の経営健全化計画のフォローアップ

- (1) 金融再生委員会においては、平成11年3月12日、早期健全化法に基づき主要15行（日本興業銀行、第一勧業銀行、さくら銀行、富士銀行、住友銀行、大和銀行、三和銀行、東海銀行、あさひ銀行、横浜銀行、三井信託銀行、三菱信託銀行、住友信託銀行、東洋信託銀行、中央信託銀行）に係る総額7兆4,592億円に及ぶ公的資本増強の申請の承認が行われたところである。

さらに、同年9月13日、地域金融機関4行（足利銀行、北陸銀行、琉球銀行、広島総合銀行）に係る総額2,600億円に及ぶ公的資本増強の申請の承認が行われたところである。

（注）主要15行の公的資本増強に関する資料については〔参考
- 1〕、地域金融機関4行の公的資本増強に関する資料については〔参考
- 2〕参照。

- (2) 早期健全化法第5条第4項においては、取得株式等の全部を処分し、またはその返済を受けるまでの間、経営健全化計画のフォローアップを行うこととなっている。主要15行については、見込み値と確定値の差異についての報告を受け、平成11年7月2日に金融再生委員会より公表された。その後、平成11年9月期及び平成12年3月期の決算確定後にも実績値の報告を受け、平成12年1月11日及び7月21日にそれぞれ公表された。また、貸出状況等に関する計数については、国会等で議論がなされていることを踏まえ、他の計数に先行して報告を受け公表することとなり、平成12年3月末の計数が同年6月8日に公表された。

地域金融機関についても、9月に資本増強を行った4行について、9月期の決算確定後に、見込み値と確定値の差異について報告を受け、主要15行と同様に平成12年1月11日に公表された。その後、平成12年3月期の決算確定後にも実績値の報告を受け、同年7月21日に公表されている。

（注）主要15行のフォローアップに関する資料については〔参考

- 3]、地域金融機関 4 行等については〔参考 - 4 〕参照。

2 . 地域金融機関 2 行及び長銀（現新生銀行）への資本増強等

(1) 予備審査等

- ・ 地域金融機関については、平成11年9月以降2行（熊本ファミリー銀行、北海道銀行）より資本増強の申請があったことから、平成11年6月10日に議決・公表された「地域金融機関の資本増強についての基本的な考え方」に沿って具体的な検討が行われた。
- ・ 熊本ファミリー銀行については平成11年11月4日に、北海道銀行については平成12年1月6日に金融監督庁監督部から概況説明、日本銀行から審査結果について説明を受け、経営健全化計画の素案の書面審査が行われた。
- ・ さらに熊本ファミリー銀行については平成11年11月18日、北海道銀行については平成12年2月22日に代表者から直接ヒアリングを行い、各行の経営健全化計画（素案）に対する基本的考え方等について確認を行うとともに、当委員会より同計画に対する評価が適宜指摘された。
- ・ これらを踏まえ、慎重に検討した結果、熊本ファミリー銀行については平成11年11月25日、北海道銀行については平成12年2月24日、「経営健全化計画や引受株式等の商品性については引き続き検討を行うが、公的資金による資本増強を前提として、今後の必要な手続きを進めて差し支えない」旨の通知が行われた。
- ・ その後、さらに経営健全化計画や引受株式等の商品性について審査が行われ、議論を深めるとともに、申請予定行に対し当委員会の評価が適宜指摘された。

(2) 正式申請・承認等

- ・ 予備審査を経た2行のうち、熊本ファミリー銀行については平成11年12月2日、北海道銀行については平成12年3月3日、正式な申請を受け、各々同日、再度代表者からのヒアリングを行い、これまでの指摘事項に対する変更点や公的資本増強を受ける決意を含め、総括的な考え方の説明を受けた。
- ・ 以上を踏まえ、さらに検討を重ねた結果、熊本ファミリー銀行については平成11年12月9日、北海道銀行については平成12年3月14日、総額750.3億円の公的資本増強の申請の承認が行われたところである。

(3) 長銀の資本増強について

- ・ 長銀については、平成12年2月9日に譲渡に係る最終契約が締結された。当該契約において、長銀は早期健全化法に基づき、健全な自己資本の状況にある旨の区分の該当する発行金融機関等として、株式引受の申請をすることとされた。2月17日以降経営健全化計画の素案等の予備審査を行い、3月3日に同行からの正式申請を受け、代表者ヒアリングを行い、公的資本増強を受ける決意を含め、総括的な考え方の説明を受けた。
- ・ 以上を踏まえ、さらに検討を重ねた結果、長銀については平成12年3月14日、総額2,400億円の公的資本増強の申請の承認が行われたところである。

(注) 上記3行のうち、熊本ファミリー銀行に対する公的資本増強に関する資料については〔参考 ー5〕、長銀及び北海道銀行に対する公的資本増強に関する資料については〔参考 ー6〕参照。

- ・ 上記3行のフォローアップについては、平成12年3月期の決算確定後に、見込み値と確定値の差異についての報告を受け、同年7月21日に公表されている。

(注) 上記3行のフォローアップに関する資料については上記〔参考

- 4] 参照。

3 . みずほフィナンシャルグループについて

第一勧業銀行、富士銀行及び日本興業銀行の3行については、平成12年9月に3行統合により持株会社みずほホールディングスを設立する予定のため、従来の3行個別の経営健全化計画の見直しを行うこととなった。見直しの審査は、「経営健全化計画の見直しについての基本的考え方」（平成11年9月30日公表）に基づいて行われ、平成12年7月21日に新しい経営健全化計画が承認され公表されている。

（注）みずほフィナンシャルグループに関する資料については〔参考
- 7] 参照。

4 . 協同組織金融機関の資本増強についての基本的考え方

金融再生委員会においては、早期健全化法等の改正により協同組織金融機関に対する資本増強が可能となったことから、「協同組織金融機関の資本増強についての基本的考え方」を取りまとめ、平成12年6月29日に議決・公表した。

（注）「協同組織金融機関の資本増強についての基本的考え方」については〔参考
- 8] 参照。

5 . 資本増強の原資等

- ・ これら資本増強の原資は、預金保険機構が調達を行い、整理回収機構に貸し付けられている。
- ・ この資金の原資は、すべて民間金融機関等からの借入れ等によって賄っているところであり、金融機能早期健全化勘定において経理されている。

金融機能早期健全化勘定の借入金残高は、10年度末で74,625億円（日本銀行から11,625億円、民間金融機関から63,000億円）、11年度末で80,402億円（日本銀行から1,978億円、民間金融機関から72,424

億円、預金保険機構債券 6,000億円)、12年度(7月26日現在)で80,162億円(民間金融機関から70,162億円、預金保険機構債券10,000億円)となっている。

(注)資本増強額との差額は、日銀への利息先払分等である。

- ・ 金融機能早期健全化勘定の借入金等に係る政府保証の使用状況は、10年度中で74,625億円(日本銀行からの借入れに対し11,625億円、民間金融機関からの借入れに対し63,000億円)、11年度末で88,454億円(日本銀行からの借入れに対し3,970億円、民間金融機関からの借入れに対し78,484億円、預金保険機構債券に対し6,000億円)、12年度(7月26日現在)で21,978億円(日本銀行からの借入れに対し1,981億円、民間金融機関からの借入れに対し15,997億円、預金保険機構債券に対し4,000億円)となっている。